

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第33号

秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例
秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成28年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号および第3号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査審議すること。

(3) 秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）第9条の規定による諮問に応じ、調査審議すること。

第3条中「8人」を「6人」に改める。

第5条第1項中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に、「個人情報保護条例第17条各項」を「個人情報保護法第82条各項」に、「個人情報保護条例第26条各項」を「個人情報保護法第93条各項」に、「個人情報保護条例第33条各項」を「個人情報保護法第101条各項」に改める。

第9条第1項中「又は第7条」を「もしくは第7条」に、「又は資料の提出」を「もしくは資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条もしくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面もしくは資料の提出」に、「、当該意見書又は資料」を「、これらの意見書、資料又は主張書面」に、「又は資料を」を

「、資料又は主張書面を」に改め、同項ただし書中「その他」を「、その他」に改める。

第10条中「個人情報保護条例第36条」を「個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第11条中「又は個人情報保護条例第36条」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(他の制度との調整)

第12条 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に係る審査請求の調査審議の手続については、第5条第4項、第6条、第7条、第8条（同項および第6条第1項本文の規定に係る部分に限る。）ならびに第9条第2項、第3項（同条第2項の規定に係る部分に限る。）および第4項の規定にかかわらず、個人情報保護法および行政不服審査法の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に秋田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年秋田市条例第32号）附則第2項の規定による廃止前の秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「旧条例」という。）第11条第1項、第2項もしくは第3項、第23条第1項もしくは第2項又は第30条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正および利用停止に係る審査請求の調査審議については、なお従前の例による。